

平成二十二年十月二十九日提出  
質問第一〇九号

中国漁船の我が国巡視船への衝突事案に係る中国人船長の釈放及びビデオ記録の取扱等に関する再質問主意書

提出者 秋葉 賢也

中国漁船の我が国巡視船への衝突事案に係る中国人船長の釈放及びビデオ記録の取扱等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七六第五一号）の「四について」で、海上保安庁巡視船に係る原状回復請求について答弁がなされた件につき、以下質問する。

一 本年十月二十七日の衆議院外務委員会で、鈴木海上保安庁長官は、巡視船「みずき」は最近修理が済んでおり、第三者機関でその損害額について鑑定をしている最中であると答弁している。

1 損害額が確定するのはいつ頃になるのか明らかにされたい。

2 当該衝突事案に対する国民の高い関心を考慮すると、損害額が確定次第、速やかに国民に公表すべきと考えるが政府の認識如何。

二 右委員会で、鈴木長官は、巡視船「よなくに」についても、「十二月中旬ぐらいまで修理がかかり、その後数週間、鑑定に要する」と答弁している。

1 損害額が確定するのはいつ頃になるのか明らかにされたい。

2 「みずき」同様、当該衝突事案に対する国民の高い関心を考慮すると、「よなくに」についても損害

額が確定次第、速やかに国民に公表すべきと考えるが政府の認識如何。

三 右委員会で、前原外務大臣は、賠償請求先は直接、中国政府ではなく、「当該民間漁船の責任者に対して行われるべき」と答弁している。また、当該請求に関し、鈴木長官は、損害額確定後、関係省庁と相談して考えていきたい旨答弁している。

1 右委員会で、前原外務大臣は、国土交通大臣時代、衝突の瞬間を記録したビデオを見た結果、中国側の漁船がぶつかってきたことは間違いない旨を答弁している。そうであるならば、国民の血税で造られた巡視船が故意に追突され、損害を負った以上、「当該民間漁船の責任者」に必ず賠償請求を行うべきと考えるが政府の認識如何。

2 「当該民間漁船の責任者」に損害賠償能力がなかった場合でも、責任の所在を不明瞭にさせることなく、政府は中国政府に対して賠償を請求すべきと考えるが政府の認識如何。

右質問する。